

食品安全委員会第 273 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 2 月 12 日（木） 14:00～15:32

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物（評価要請の取下げ）

ウッドロジングリセリンエステル

（厚生労働省からの説明）

・農薬 9 品目（ポジティブリスト制度関連）

①エチオン ②オキシデメトンメチル ③カルボフラン

④ジクロラン ⑤ジノカップ ⑥トリアゾホス

⑦フェンプロピモルフ ⑧ベナラキシル ⑨ホレート

（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「メソトリオン」に関する意見・情報の募集について

・「レピメクチン」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「ブタミホス」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「ILE-No.1 株を利用して生産された L-イソロイシン」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

(5) 企画専門調査会における審議結果について

・平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）について

・食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて

(6) 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 12 月分）について

(7) その他

4. 出席者

(食品安全委員会委員)

見上委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 小山田専門官

厚生労働省 小木課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長補佐、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について意見を求めたことの下取り下げについて

資料 1 - 2 食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「エチオン」、「オキシデメトンメチル」、「カルボフラン」、「ジクロラン」、「ジノ
カップ」、「トリアゾホス」、「フェンプロピモルフ」、「ベナラキシル」及び「ホレ
ート」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈メソトリオン〉

資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈レピメクチン〉

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ブタミホス〉

資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈ILE-No.1 株を利用して生産された L-イソロイシン〉

資料 4 - 1 食品安全委員会の改善に向けて（案）

資料 4 - 2 食品安全委員会の改善に向けて（案）（概要）

資料 5 - 1 平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）について

資料 5 - 2 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて

資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 12 月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 273 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から基準審査課の磯崎課長補佐と小木課長補佐に御出席いただいております。それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 273 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、全部で 12 点でございます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて」。

資料 1－2 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1－3。

資料 2－1 及び 2－2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3－1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3－2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4－1 が「食品安全委員会の改善に向けて（案）」。

その関連資料として、資料 4－2。

資料 5－1 が「平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）について」。

資料 5－2 が「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて」。

資料 6 が「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 12 月分）について」。

以上でございます。不足の資料等、ございませんでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

まず、評価要請の取下げについてです。添加物 1 品目につきまして、厚生労働大臣から 2 月 3 日付けで、食品健康影響評価要請の取下げがございました。

それでは、厚生労働省の磯崎課長補佐から説明をお願いいたします。

◆小山田専門官 厚生労働省の小山田と申します。磯崎は、本日、所用がございまして、私が代わりに御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料 1－1 を御覧になっていただきたいと思います。「ウッドロジングリセリンエステル」でございますが、これにつきましては、平成 18 年 8 月 29 日付け厚生労働省発食安第 0829001 号をも

ちまして、食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定します、食品健康影響評価について意見を求めておりました。

ところが、今般、要請者から添加物の指定要請を取下げの旨の申し出がありましたもので、食品健康影響評価について意見を求めることについても取下げをさせていただきたいというものでございます。

なお、要請者から厚生労働省あてに示されました要請取下げの理由ですが、食品安全委員会添加物専門調査会により御指摘いただいた項目に対して、米国製造元の吸収合併等の事情により、合併後も引き続き指定要請に係る支援が得られないとのことから、要請を取下げるものでございます。

説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、取下げということで処理することといたします。

小山田さん、御説明、どうもありがとうございました。

引き続きまして、資料 1－2 にありますとおり、2 月 9 日付けで、厚生労働大臣から農薬 9 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の小木課長補佐から、説明をお願いいたします。

◆小木課長補佐 本日、弊課の課長は、食品の安全性に関する情報提供の在り方の懇談会と日程が重なりました関係で、お預かりをしまりました資料 1－3 に基づきまして、代読をさせていただきます。

資料 1－3 ですが、『エチオン』、『オキシデメトンメチル』、『カルボフラン』、『ジクロラン』、『ジノカップ』、『トリアゾホス』、『フェンプロピモルフ』、『ベナラキシル』及び『ホレート』の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について」というものです。

「1. 経緯」でございますけれども、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づきまして、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準、いわゆる暫定基準等の設定につきましては、食品安全基本法、以下、「法」と言わせていただきますが、第 11 条第 1 項に該当するものとして、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後、食品安全委員会に依頼することとしてきているところでございます。

「エチオン」、「オキシデメトンメチル」、「カルボフラン」、「ジクロラン」、「ジノカップ」、「トリアゾホス」、「フェンプロピモルフ」、「バナラキシル」及び「ホレート」については、本制度の導入に当たりまして、いわゆる暫定基準を設定したものでございますけれども、今般、評価に必要な資料が収集されたことから、法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「2. 評価依頼物質の概要」でございますけれども、1 番目のエチオンです。本薬は殺虫剤です。ポジティブリスト制度導入に際しまして、国際基準、海外基準（米国、オーストラリア、カナダ及び EU）を参考に、基準を設定いたしました。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

2 番目にまいりまして、オキシデメトンメチルです。本薬は殺虫剤です。ポジティブリスト制度導入に際して、海外基準（米国、オーストラリア及び EU）を参考に基準を設定いたしました。

JMPR における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

次のページにまいりまして、3 番目のカルボフランです。本薬は殺虫剤です。ポジティブリスト制度導入に際しまして、国際基準及び海外基準（米国、オーストラリア、カナダ及び EU）を参考に、それから、カルボスルファン等の関連物質の残留基準との整合性も考慮して、基準を設定したものでございます。

JMPR における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

4 番目のジクロランです。本薬は殺菌剤です。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランド）を参考に基準を設定いたしました。

JMPR における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

5 番目のジノカップです。本薬は殺菌剤です。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、海外基準（米国及びオーストラリア）等を参考に基準を設定いたしました。

次のページにまいりまして、JMPR における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

6 番目のトリアゾホスです。本薬は殺虫剤です。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（EU）を参考に基準を設定したものです。

JMPR における毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されております。

7 番目のフェンプロピモルフです。本薬は殺菌剤です。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（EU 及びニュージーランド）を参考に基準を設定いたしました。

JMPRにおける毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

次のページにまいりまして、8番目のベナラキシルです。本薬は殺菌剤です。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（オーストラリア、EU及びニュージーランド）を参考に基準を設定いたしました。

JMPRにおける毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

9番目のホレートです。本薬は殺虫剤です。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（米国、オーストラリア及びEU）を参考に基準を設定いたしました。

JMPRにおける毒性評価で、一日摂取許容量（ADI）が設定されてございます。

今回の評価依頼は、以上の9品目でございますけれども「3. 今後の方向」といたしまして、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において農薬の食品中の残留基準設定等について検討する予定といたしております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本9件につきましては、農薬専門調査会において審議することいたします。

小木課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されていきます。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。

資料2-1の「メソトリオン」の評価の概要について御説明いたします。

4ページの「審議の経緯」に記載がございますが、本農薬につきましては、2005年11月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準が設定されております。

2007年3月に、農林水産省より厚生労働省へ登録申請に係る連絡がございまして、これを受け

まして、同年4月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、3回御審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されたものでございます。

7ページの「開発の経緯」にお示ししますように、メソトリオンは、トリケトン系の除草剤でございます。作用機序は、カロチノイド生合成に関与する4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ活性を阻害するというところでございまして、チロシン代謝を阻害することによりまして、白化症状を発現させて枯死に至らしめるとされているものでございます。

8ページ以降に、「安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。

本薬の特徴、概略を御説明いたしますと、吸収につきましては、0.5から1.5時間後にTmaxに達するというところで、吸収は速やかに行われるものでございます。

また、排泄の方でございますけれども、9ページの「表3」にお示ししますように、主な排泄経路は尿中ということでございますが、その他胆汁排泄もございます。

全体の吸収率でございますが、大体6割程度吸収されるということが分かっております。

10ページに体内分布の成績がまとめられておりますが、吸収されますと、腎臓、肝臓に高く分布する傾向がある農薬でございます。

飛びまして15ページにまいりますと、「植物体内運命試験」が実施されております。とうもろこしを使った試験、あるいはらっかせいを用いて検討が行われております。いずれの試験につきましても、可食部への移行は少ないということでございます。その結果といたしまして、「作物残留試験」は26ページに結果をまとめておりますけれども、各分析の結果は後ろの「別紙3」にまとめられておりますが、いずれも定量限界未満であったという結果となっております。

毒性の試験成績につきましては、28ページ以降にまとめられております。本農薬につきまして、特徴的な毒性所見は、チロシン代謝が阻害されるということで、高チロシン血症を生じるということでございます。したがって、特徴的な所見といたしまして、30ページの「表24」を御覧いただくとお分かりいただけますが、眼球混濁、角膜混濁、角膜炎、眼に対する毒性が特徴的に出てまいります。

また、33ページの「表29」を御覧いただきますと、イヌの場合ですと高用量で血液の方にも毒性の所見が出てくるという特徴があるわけでございます。

35ページから「発がん性試験」の成績がまとめられております。このラットを用いました2年間慢性毒性／発がん性併合試験におきまして、2,500ppm投与群で雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻

度が有意に増加したという結果が出ております。これは、その他の試験で検討がなされておりますが、血漿チロシン濃度が増加いたしまして、甲状腺ろ胞細胞が持続的に刺激されたことが主たる原因と考察されているところでございます。

一方で、マウスを用いました 18 か月の発がん試験におきましては、発がん性を疑わせる所見というものは出ておりません。

38 ページ以降に、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。繁殖試験の結果におきましては、繁殖能に対する影響というものは認められておりません。

一方で、41 ページの方にまいりますと、発生毒性試験の成績がまとめられております。41 ページのラットを用いました発生毒性試験におきましては、骨化遅延及び短小過剰肋骨の発生が増加したということで、骨格異常あるいは骨格変異を有する胎児の発生頻度が上昇したという結果が示されております。

また、42 ページのウサギの発生毒性試験におきましても、高投与量におきまして、骨格変異が認められた胎児の発生率というものが増加したという結果になっております。この骨格変異が認められた理由といたしまして、後ろの方の「その他の試験」で検討がなされておりますが、結論といたしましては、血中チロシン濃度の上昇との関連性が示唆されるという考察がなされているところでございます。

43 ページ、「遺伝毒性試験」につきましては、試験成績はすべて陰性ということで、本農薬につきましては、遺伝毒性はないものと考えられるということになっております。

御説明の途中で、その他の試験ということを申し上げましたけれども、この農薬の特徴でございます高チロシン血症と各種毒性との関連性につきまして、44 ページから幾つかの試験が実施をされているところでございます。結論といたしまして、メソトリオン投与によりまして、血漿中チロシン濃度が上昇することによりまして、体重増加抑制、肝・腎重量増加、がん毒性というものが誘発されると考察されているところでございます。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、51 ページの方にまとめられております。また、ADI の設定につきましては、53 ページ以下に取りまとめられているところでございます。

若干、ADI の設定に係るところが複雑でございますので、54 ページに「ADI 設定に関連する各種試験の無毒性量等」ということで、「参考」で図でお示ししております。

NOAEL として一番小さいものでございますけれども、この絵の一番上に示されております、ラット 90 日間亜急性毒性試験①というのがございます。この①の NOAEL0.09 mg/kg 体重/日というのが、全体の試験の中で一番小さい NOAEL というところでございます。

しかしながら、この試験でございますが、次の一段階上の用量が 11 mg/kg 体重/日ということで

ございまして、この間に 1,000 倍程度の開きがあるということで、用量設定にかなり大きな差があるということが問題となっております。

一方で、その他のラット 90 日間亜急性毒性試験②、あるいは亜急性神経毒性試験の結果も、ここに示されたような結果となっているところでございます。

また、ラット 3 世代繁殖試験の NOAEL が 0.3 ということで、LOAEL が 1.1 という結果も、ここにまとめられているとおりでございます。

一方で、ラットの 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験でございますが、LOAEL0.48 mg/kg 体重/日となっております。この試験におきましては、NOAEL というものが取られておりません。ただし、専門調査会の判断といたしまして、この LOAEL で見られた所見でございますが、軽微なものが多いということで、いわゆる NOAEL につきましては、この LOAEL に近い辺りにあるであろうと考察をしているところでございます。

したがいまして、今まで御説明した試験を総合的に見ますと、この網かけをした部分に、真の無毒性量があると判断されるということで、この中で最終的にはラット 3 世代繁殖試験の NOAEL0.3 mg/kg 体重/日を根拠とすることが妥当であろうという結論となっているところでございます。

したがいまして、設定される ADI は、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.003 mg/kg 体重/日を ADI とするという結論になっているところでございます。

続きまして、資料 2-2 の「レピメクチン」について説明を申し上げます。

3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2007 年 2 月、農林水産省より厚生労働省へ登録申請に係る連絡がございまして、同年 3 月、厚生労働省より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

本農薬につきましても、農薬専門調査会におきまして、3 回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

7 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、レピメクチンは、16 員環マクロライド骨格を有する殺虫剤でございます。このレピメクチンと同種のミルベメクチンというものが、昆虫などの神経系の塩素イオンチャンネルに作用すること、それから、本剤の中毒作用がミメベメクチンと類似することから、本剤も同様の作用機構を有すると推察されているものでございます。

8 ページ以降に、「安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

このものの動物体内運命試験の概略を御説明いたしますと、吸収でございますが、投与 4 時間後に C_{max} に達するというので、通常の薬物と同様の吸収を示すということでございますが、吸収率はさほど高くはございません。大体 50% 程度の吸収率でございます。

吸収をされますと、副腎あるいは肝臓、脂肪の方に高く分布する傾向がございます。吸収された

ものは、尿中への排泄は比較的少なく、胆汁中排泄によりまして、糞中の方に排泄されるという特徴のあるものでございます。

なお、脂肪等に分布が高いということから、20 ページ以降に 90 日間の混餌投与試験、あるいは 1 年間の混餌投与試験というものも実施されているところでございます。

22 ページにまいりまして、植物体内運命試験が茶、みかん、だいこん、はつかだいこんを用いまして実施されているところでございます。このものにつきましても、可食部への移行は少ないという結果でございます。

残留試験の成績につきましては、31 ページの「作物残留試験」、その結果を踏まえた推定摂取量につきまして、「表 22」に記載されているところでございます。

毒性試験につきましては、33 ページ以降にまとめられております。「急性毒性試験」の結果を見ますと、「表 24」ですが、自発運動の低下というものが見られております。

一方で、「亜急性毒性試験」と「反復投与毒性試験」の成績でございますが、例えば 36 ページの「表 28」、ラットの 90 日間亜急性毒性試験の成績がまとまっておりますが、本農薬の特徴といたしましては、副腎、腎、肝臓へ毒性の影響が出てくるという特徴がございます。

また、37 ページの「表 30」、マウスの試験におきましては、切歯伸長ということで、切歯への影響も見られているのが特徴でございます。

今のような毒性の所見につきましては、1 年間の慢性毒性試験におきましても、同様の成績がまとめられているところでございます。

41 ページ以降に、「発がん性試験」の成績がまとめられておりますが、発がん性につきましては、陰性という結果となっております。

また、「生殖発生毒性試験」の成績が、43 ページ以降にまとめられております。繁殖能に対する影響は認められなかったという結果が出ております。

一方で、ラットにおきましては、骨格変異というものが出てまいりますが、ウサギの方ではそのような所見は見られておりません。

また、「遺伝毒性試験」につきましては、すべて陰性という結果でございました。

このような結果を踏まえまして、全体的な「食品健康影響評価」につきましては、48 ページにまとめられております。ADI の設定につきましては、50 ページの方に結論がまとめられております。結論といたしまして、農薬専門調査会は、ラットを用いた 2 年間発がん性試験の 2.02 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.02 mg/kg 体重/日を ADI と設定したということになっております。

以上、2 品目につきましては、本日、委員会終了後、3 月 13 日までの 30 日間、国民からの意見・

情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

◆長尾委員 メソトリオンの方なんですけれども、54 ページに分かりやすい絵が書いてあって、ADI を設定するときの参考の絵が書いてあります。結果的には、専門家の判断としては、3 世代の繁殖試験の 0.3 が適当という判断だと思うんですけれども、結果は OK だと思うんですけれども、そもそもラットの 90 日間というのは、その上のドーズとの設定が無茶苦茶開いている、これは非常に不自然だと思います。

こういうときには、高い方を採った方が、より安全ということで合意されているということなんでしょうか。つまり最小量。

◆北條評価課長 高いというよりも、むしろ低いというのが安全ということですので、今の一番上の 90 日間の試験の用量設定がまずいとすれば、次は例えば 0.2 をなぜ採用しないのかとか、そういう議論になるのかもしれませんが。

◆長尾委員 要するに議論の結果、ここに落ち着いたということですね。

◆北條評価課長 調査会としては、結局、各種試験の NOAEL と LOAEL を取りましてまとめると、網かけの部分に無毒性量が存在するであろうと推定されるということで、その中で、一番低いところ、実証されている NOAEL0.3 を採用することとしたということでございます。

◆長尾委員 これはこれで、要するに専門家がこれを全部見て、ここにするということの決定なので、よろしいかと思えます。

◆見上委員長 外に何か、どうぞ。

◆廣瀬委員 今のことに関係する話ですが、結局 NOAEL が 0.3、先ほどの説明では、ラットの 2

年間の慢性毒性／発がん性併合試験の LOAEL は 0.48 で、この LOAEL は非常に軽微な変化という御説明だったのですけれども、36 ページの雄の左の欄の所見を見ると、この LOAEL での所見が体重増加抑制程度の軽い変化ではなく、眼球混濁、角膜混濁、不透明から完全混濁、角膜炎というような、かなり重篤な障害が起こっているようにみえます。これが軽微な毒性と判断した理由というのは、後でもよろしいと思えますけれども、教えてください。

◆北條評価課長 恐らく項目としては、重篤なものなのかもしれませんが、程度が軽微だという判断だったと思います。ただ、どういう所見だったかは、生データなりに立ち返らないと分かりません。

◆廣瀬委員 後で確認してほしいと思います。

◆見上委員長 外にございますか。

どうぞ。

◆北條評価課長 前回もこの件について、農薬専門調査会で御議論をという御指摘があったと思いますが、いずれにしましても、この辺の ADI の設定の根拠となる NOAEL の取り方につきましては、やはりルールが必要だと思しますので、また、専門調査会の場で十分御議論をしていただきたいと考えております。

◆見上委員長 外に何かございますか。先ほどのラット 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の場合、NOAEL が出てないということも 1 つのテーマではないでしょうか。LOAEL しか出てなくて。是非、農薬によっていろいろなケースがあるとは思いますが、とりあえず農薬専門調査会で、一般的なルールを作るように努力していただきたいと思えます。

外に何かございますか。本間委員、どうぞ。

◆本間委員 今日の議論の結末で、ここで得られた結果自身は承認して、今後に関して新ルールに努めるということですね。

◆見上委員長 そのとおりでございます。

◆本間委員 承知しました。

◆見上委員長 外に何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬1品目及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、農薬1品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-1に基づいて御説明いたします。農薬「ブタミホス」の評価書でございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、ブタミホスでございますが、今回の評価要請は、2003年7月に、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について、まず要請がございました。

その後、2008年3月でございますけれども、厚生労働大臣より残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

その後、2008年3月、更に魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これについての評価要請もございますので、3つの諮問を受けているところでございます。

評価書（案）につきましては、本年1月8日から2月6日まで、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は、最後のページに記載がございますように、期間中に意見・情報はございませんでしたので、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「ブタミホスの一日摂取許容量を 0.008 mg/kg 体重/日と設定する。」ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目について、説明願います。

◆北條評価課長 資料 3-2 に基づいて御説明いたします。「ILE-No.1 株を利用して生産された L-イソロイシン」でございますが、「審議の経緯」に記載がございますとおり、2008 年 8 月に、厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

このイソロイシンにつきましては、遺伝子組換えの ILE-No.1 株を用いて高生産された L-イソロイシンということで、高度に精製されているもので、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断されていたものでございます。

結果でございますけれども、最後のページに記載のとおり、期間中に意見・情報はございませんでしたので、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

◆本間委員 これが一番早く進んだ標準的なものになりますか。余分な話ですけれども、手続的に最短期間ですかね。

◆見上委員長 そうかもしれませんね。

◆北條評価課長 実際は、もう少し早いものがありました。

◆見上委員長 要するに、これは遺伝子組換えでも、あらかじめ食品安全委員会の遺伝子組換え食

品等専門調査会で決め事がありまして、それにのっとってやっているのです、こういう決め方は非常にリーズナブルで、それで早くなったと思います。

◆本間委員 分かりました。

◆見上委員長 よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』これは、遺伝子組換え食品等専門調査会で作ったものですが、それに基づき、安全性が確認されたと判断される。」ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。「(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4-1に基づきまして、御説明いたします。この改善に向けた検討につきましては、1月15日の食品安全委員会(第269回会合)におきまして、一度御審議いただいております。そこで御議論いただいて取りまとめたものにつきまして、1月23日のリスクコミュニケーション専門調査会、1月26日の企画専門調査会、また、1月27日の緊急時対応専門調査会で御意見を聴きまして、それを基に一部修正しております。したがって、本日は、その修正部分を中心に御説明したいと思います。

おめくりいただきまして、目次を見ていただきたいと思います。前回と比べまして、番号の付け方とか、できる限り修飾は除いて短めにとということで、若干表題等も変えております。ただ、内容的には変わっておりません。

1ページをお開きいただきますと、「検討の趣旨」でございます。ここにつきましては、企画専門調査会でも、1つの文章が長いということもございまして、できる限り短くするというのをいたしました。

1ページの一番最後に「本文書(案)は」とありますけれども、委員会並びに企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会における調査審議を経てという辺り

を加えてございます。

2 ページにまいりますと、「基本的な考え方」でございます。ここにつきましては、3 つ目のパラグラフに「また」がございますけれども、現在の事務局体制、常勤職員 58 名、技術参与 34 名ということで、技術参与とは何ぞやというところがございますので、これにつきましては、一番下の※で注を付けております。

3 ページにまいりまして、ここからが「改善に向けた方策」でございます。3 ページ目につきましては、ちょっと文章を変えておりますけれども、ほとんど変わっていません。

4 ページにまいりまして、いわゆる評価一般関係の評価の迅速化の部分でございます。最初の〇につきましては、企画専門調査会の意見も踏まえまして、文章を多少整理しております。リスク管理機関からの評価要請時に、適切な資料が提供されるようガイドラインを整備するとともにという辺りを入れております。リスク管理機関との事前調整を徹底する。

また、2 つ目の〇も文章を整理しておりまして、複数の用途が存在する品目については、主たる用途の調査会での調査審議を中心とするなど、調査審議方法を改善する。

また、3 つ目についても多少文章を変えております。明らかに評価が不要な案件や、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理するという辺りを変えてございます。

真ん中辺の「②評価方法等の見直し」で、GLP について、どういうものかという注釈を付けてございます。

5 ページにまいりまして、一番上のところでございます。ここは中長期的取組のところの過去の評価結果の見直しの部分でございますが、「しかしながら」のところでございます。企画専門調査会の議論を踏まえまして、例示を入れるということで、「農薬や添加物等」ということで、これらについては、「過去の評価を見直す機会はないことから、海外の基準と整合しないなどの問題が生じている。」という形で文章を整理しております。

5 ページ目の下からが、「自ら評価」になっておりますけれども、若干文章を修正していますが、大きな変更はございません。

6 ページ、7 ページも同様でございます。

8 ページ、ここからが「2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策」ということで、ここでは真ん中の「これまでの実績」のところ、リスコミの専門調査会におきまして、モニタリングというのは、どういうふうに行っているのかという質問もあったようでございますので、その辺を明らかにするというので、「モニタリングについては、評価結果を通知したリスク管理機関から、対象の評価品目ごとに調査票による報告を受けることにより行っている。」という形で加えてございます。

9 ページ、ここからは監視機能の改善のところでございますが、最初の上の○でございます。ここも多少文章を整理いたしまして、「リスク管理機関に対する要請事項の明確化を図るため」ということで、留意事項を付す場合は、評価書をリスク管理機関に通知する際の文書にその内容を明記するという形にしております。

10 ページは、多少文章を変えておりますが、大きくは変わっておりません。

11 ページでございますが、ここはいわゆる情報提供に係る改善方策のところ、一番最初の○、「全国食品安全連絡会議」というのがございますが、これもどういうものかということが分かるように、※で内容の説明を加えてございます。

その下の「②関係機関・団体との連携の拡大」の4つ目の○でございます。これは、企画専門調査会の方で、できる限り、いわゆる委員長談話や委員会から発信する重要な情報を市町村まで届くようにするようにとの意見があり、「都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、併せて都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど」という形に変えてあります。

「③社会に発信されている不正確な情報への対応」ということで、やはりこれも企画専門調査会で、もう少し具体的にという御指示もございましたので、「科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。」という形にしてございます。

12 ページ、ここからが「4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」でございます。ここでは「(2) 改善方策」のところ、基本的なスタンスを総論として入れてございます。「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、食品の安全性について正確かつ分かりやすく、双方向のコミュニケーションを行うことが基本である。そして、これらの活動が関係者の安心につながるよう推進することが重要である。」というところを入れております。

それから、3行ぐらい下「また」ということで、「今国会に設置法案が提出されている消費者庁が関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うことから、消費者庁と効果的に連携してリスクコミュニケーションを推進する。」というところを加えてございます。

13 ページの一番上の方の「また」でございますが、ここがリスコミの実施方法、内容の改善のところでございますが、リスコミの専門調査会での御意見を踏まえまして、「また、開催した結果についても、参加できなかった方も理解できるよう、分かりやすい情報提供に努める。」というところを加えてございます。

13 ページの下の方、「③リスクコミュニケーション推進事業の改善」のところ、ここも総論を加えてございます。「リスクコミュニケーションを推進していく担い手となる人材の育成について

は、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。」という形にしております。

15 ページまで飛んでいただきまして「5. 緊急時対応に係る改善方策」でございまして、ここにおきましては、「(2) 改善方策」の①に役割の明確化というところがございまして、ここにつきましては、最初の○でございまして、「今国会に設置法案等が提出されている消費者庁に緊急時における司令塔機能を集約するということで、食品安全委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化する。」という形で、分かりやすく記載してございます。

また、②の情報発信の在り方につきましては、対応例のところの3つ目のポツでございまして、「特に国民に周知すべき情報である場合、地方公共団体等関係機関の協力も得て、きめ細かく情報発信」。この辺を加えてございます。

16 ページからが、「委員会運営全般」でございまして、16 ページの一番下の○でございまして、「食品安全行政を担当するに適した内閣府採用の職員の確保については、当面、任期付職員制度の活用を進める。」ということで、任期付職員とは何ぞやということで、17 ページの上に注釈を加えてございます。

あとは多少表現は変えてございますが、大きくは変わってございません。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、原案について、広く国民からの意見を聴いた上で、最終決定を行いたいと思いますが、いかがですか。それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、30 日間の意見の募集を行うことといたします。事務局は手続をお願いいたします。

(5) 企画専門調査会における審議結果について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。「(5) 企画専門調査会における審議結果について」でございまして、本件につきましては、企画専門調査会の担当委員である長尾委員から報告願います。

◆**長尾委員** 企画専門調査会では、1月30日に行われました第29回会合におきまして、「平成21年度食品安全委員会運営計画（案）」の取りまとめと、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップ」を行いました。

詳しい内容につきましては、事務局から説明願います。

◆**大久保総務課長** それでは、まず、「平成21年度食品安全委員会運営計画（案）について」、お手元の資料5-1に基づきまして御説明いたします。

平成21年度食品安全委員会運営計画（案）につきまして、先ほど御紹介がありましたけれども、1月30日に企画専門調査会第29回会合が開かれまして、そこで審議が行われました。

表紙でございますように、2月10日付けでございますが、企画専門調査会の早川座長から見上委員長あてに、その結果ということで報告が来ております。

1ページからが本文でございます。

これは例年のとおり、まず第1に「平成21年度における委員会の運営の重点事項」という形でまとめております。以下、特に平成20年度との相違点を中心に御説明させていただきます。

まず、重点事項でございますけれども、1の部分は例年のとおりでございます。所掌事務の円滑かつ着実な実施に努めるということを書かせていただいております。

2は、先ほど食品安全委員会の改善に向けての御審議をいただきましたけれども、これにより取りまとめられた改善方策を確実に実施して、委員会の業務の改善を着実に進めるということを大きな重点として盛り込んでございます。

3は、平成21年度の6つにわたります大きな重点ということで、個別事業について書かせていただいております。

最初のポツは、評価関係でございます。迅速かつ円滑なリスク評価を実施するためということで、調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進める。また、リスク管理機関と更に連携を密にして、調査審議の進め方の改善を行う。この辺りを特に強調した形で書いてございます。

2つ目のポツは、食品健康影響評価技術研究の部分でございます。基本的には20年度と変わりはございませんけれども、今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定する。そして研究課題を公募を行う、中間評価、事後評価を適切に実施するということを書いてございます。

3つ目のポツは、リスクコミ関係でございます。ここにつきましては、引き続き参加型の運営を目指す。また、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、リスクコミュニケーターの育成を図るということを中心として掲げてございます。

4つ目のポツは、広報関係でございます。広報関係につきましては、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、特にこれは昨年度盛り込んだものでございますけれども、マスメディア関係との取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進めるという形にしております。

5つ目のポツは、食品の安全性の確保に関する情報関係でございます。これは一元的に収集し、整理及び分析に努めるということで、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供するという形にしております。

6つ目のポツは、国際関係でございます。いわゆる EFSA 等の外国政府機関や国際機関等との連携を強化するという点を重点に置いています。

2 ページからが個別事項でございます。

第2といたしまして「委員会の運営全般」です。

基本的には大きくは変わりませんが「② 企画専門調査会の開催」につきましては、最後のポツの下に「また」以下がございます。これは改善に向けた検討を受けまして、「上記事項の調査審議に当たっては、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。」という形で加えてございます。

「③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催」につきましては、2つ目のポツでございしますが、「平成20年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策」を審議事項に加えてございます。

3 ページにまいりまして、評価関係は先ほどの重点と同じような形で、効率化等を強調する形にしております。

「⑥ 専門調査会の連携の確保」を改善に向けた検討を踏まえまして、新たに追加してございます。「委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うため、専門調査会座長会を年1回以上開催する。」という形にしております。

その下の2の運営状況報告書あるいは運営計画の作成手順等は、例年どおりでございます。

第3といたしまして「食品健康影響評価の実施」でございます。

「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施」につきましては、改善に向けた検討を踏まえまして、リスク管理機関との間で事前・事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するという点を加えてございます。

4 ページにまいりますと、評価関係で大きく留意事項として6つほど掲げてございます。

①といたしまして、平成 20 年度までに食品健康影響評価を要請された案件につきましては、ここに記載していますような特定の理由がある場合を除きまして、「平成 21 年度中に食品健康影響評価を終了できるように努める。」という目標水準を設定してございます。

②といたしまして、ポジティブリスト制度導入等により評価案件も増えているということで、3 行目ぐらいになります。が、「調査審議の前段階での事前検討の徹底を行う」。また、「複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議方法の改善を行う」という辺りを強調してございます。

「2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」でございまして。これについては、3 行目ぐらいに「優先順位を定めて策定を進める。」ということで、この辺は変わっていませんが、「具体的には」ということで、かなり詳細に記述を加えさせていただいています。

「3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施」でございまして。

①の案件の選定については、4 ページの最後の 3 行ぐらいでございまして。「平成 21 年度においては、企画専門調査会において調査審議する委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、案件選定の間口を広げる観点から、従来からの委員会が収集した情報に基づく案件候補に、新たに食品安全モニターなどから募集した案件候補を加えることを試みる。」ということを追加しております。

また、これに伴いまして、必要に応じてワーキンググループを設ける等々の審議方法も記載してございます。

ちょっと飛びまして「なお」書きでございましてけれども、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。」。

さらに、「特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。」。この辺りを改善に向けた検討を踏まえて加えてございます。

「② 自ら食品健康影響評価の実施」については、現在進行中の 3 件についても、審議を引き続き進めるということとともに、最後の「また」以下の 3 行でございまして、「委員会は、必要に応じて、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した上記案件について、調査審議の状況や今後の見通しに関して専門調査会から報告を受け、今後の取扱い方針を検討する。」ということを加えてございます。

「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」でございまして。いわゆるモニタリングでございまして、これにつきましては、平成 21 年度中に 2 回実施するということで、平成

21年9月及び平成22年3月にその結果を委員会に報告するという形にしております。

6ページの3行下ぐらいですが、「特に」ということで、改善に向けた検討を踏まえまして、「平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。」ということを加えてございます。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」でございます。これは留意事項として4つほど挙げてございます。

①が、いわゆる研究領域を設定して、公募を行うということで、「なお」書きを加えてございます。「公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、研究に応募する者の範囲を広げる。」という形にしております。

②が、完了した研究課題につきましては、「研究成果報告会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。」という形にしております。

③が、継続する研究課題については、中間評価を適切に実施するという形にしております。

「第4 リスクコミュニケーションの促進」でございます。これにつきましては、最初の3行で総括を記載してございます。「委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、引き続き参加型の運営を目指す。」という形にしております。

「1 意見交換会の開催」につきましては、7ページの上から2行目ぐらいからでございますが、「リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。」ということを強調してございます。

「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」につきましては、留意事項が3つほどございます。

①といたしまして、「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努めること。

②といたしまして、「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進すること。

「3 全国食品安全連絡会議の開催」は、基本的には例年どおりでございます。ただ、この連絡会議においては以下でございますが、「地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。」という形で加えてございます。

「4 食品安全モニターの活動」につきましては、8ページの3行目ぐらいからでございます。モニター会議については、平成21年5月ごろから下記のような地域で実施するというもので、「なお」書きでございますが、「開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意

見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。」ということで、改善に向けた検討を踏まえた記述としてございます。

「5 情報の提供・相談等の実施」でございます。これについては、例年どおりホームページ、メルマガあるいは季刊誌、パンフレット等で積極的に情報提供を行うということを記載するとともに、「メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図るという辺りを強調してございます。

また、「さらに」以下は、メディアとの関係でございます。これは昨年と基本的には同じでございますが、ただ「併せて」というところで、「プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進する。」という形にしてございます。

「7 食育の推進への貢献」でございます。これは「特に」以下でございますが、「平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーションを幅広く展開」するということで、これは地方開催等になると思います。また、「子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。」ということで、この辺を強調してございます。

「第5 緊急の事態への対処」でございます。

「1 緊急時対応訓練の実施」は、変わってございません。

「2 緊急事態への対処体制の整備」につきましては「また」以下でございます。「緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。」ということを加えてございます。

「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。これにつきましては、大きくは「また」以下でございます。「平成22年3月の運用開始に向けて次期食品安全総合情報システムの開発を行う。なお、次期食品安全総合情報システムにおいては、ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指す。」という形にしてございます。

「2 国際協調の推進」は、基本的には例年どおりでございます。国際会議への委員等の派遣、また海外の研究者、専門家の招聘、EFSA等外国政府機関、国際機関等との連携を強化するという辺りを盛り込んでございます。

「3 外部の専門家とのネットワークの形成」は、改善に向けた検討の結果を挿入してございます。「食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職

域団体、学会等とのネットワーク作りに着手する。」ということを盛り込んでございます。

「第7 食品の安全性の確保に関する調査」につきましては、2行目ぐらいからですが、「平成21年度に実施する課題を6月ごろまでに選定」する。また、「よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。」という辺りを追加してございます。

全体的には、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

それでは、原案について、広く国民から意見を聴いた上で最終決定を行いたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、30日間の意見募集を行うことといたします。事務局は手続をよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて」です。事務局から説明願ひます。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料5-2に基づきまして、御説明いたします。

表紙にございますように、先ほどと同様、2月10日付けでございますが、企画専門調査会の早川座長から見上委員長あてに、このフォローアップにつきまして、本年1月30日に開催した企画専門調査会の結果の報告が来ています。

これにつきましても、2枚ほどめくっていただきまして、横長でございますが、1ページ目から御説明したいと思います。

ここでまとめてございますのは、平成20年1月1日から12月31日までの1年間、基本的事項に基づいてどういうことを実施したかということをお右側の「具体的内容」に記載しております。ポイントだけ簡単に御説明したいと思います。

まず、項目の第1は「食品健康影響評価の実施」関係でございます。これについては、右の欄を見ていただきたいんですが、評価関係でございます。平成20年、厚労省、農水省から170件評価要請が来ました。そして、20年におきまして、委員会において174件評価結果を取りまとめた

いう形でございます。

その下の欄のところで、具体的な品目ごとに出ておりますけれども、20年については、農薬84件、動物用医薬品44件の辺りが数としては多くなっております。また、主要な案件としては、メタミドホス、カドミウムなどが挙げられると思います。

2ページ目にまいりまして、中ほどの(4)に緊急を要する事項については、食品健康影響評価を優先的に行うという文章がございます。これにつきまして右の欄でございますが、20年には、例の中国産冷凍ギョウザ問題を受けまして、農薬のメタミドホスを優先して迅速に評価を行ったというところがございます。また、中国産の粉ミルク等から検出されたメラミンにつきましては、毒性等に関する科学的知見や他国の評価状況を迅速に取りまとめて、情報提供を行ったところがございます。

(5)は、必要的諮問事項と任意的諮問事項がございますけれども、任意のものでございます。これについては、各大臣がよく検討して評価を要請するというところで、平成20年につきましては、体細胞クローン技術に関係します記載の案件を、またビスフェノールAにつきまして任意的諮問事項として評価要請が来ております。

(6)は、自ら評価関係でございます。これについては、3ページの中ほどで「2 自ら評価の定期的な点検」がございますが、その2つ目の○で、平成20年におきましては、11月20日の企画専門調査会でここに記載していますように、かび毒関係2案件、食品中のヒ素につきまして候補案件として選定して、委員会の方に報告が来たというところがございます。

3ページの一番下に「2 例外措置の具体的内容」がございます。食品健康影響評価は施策ごとに行いますけれども、その例外ということで、4ページでございます。

(1)は、評価を行うことが明らかに必要でない場合ということで、平成20年におきましては、右の欄でございます7つの案件について照会があり、必要がないということを審議の結果、回答してございます。

5ページの(3)は、いわゆるいとまがないときということで、この場合については、事後に評価を要請するという形になっております。右の欄を見させていただきますと、平成19年11月、記載のガラス製、陶磁器製及びホウロウ引きの器具及び容器包装に係る鉛、カドミウム等でございますけれども、これについていわゆるいとまがない案件となったところがございますが、これについては事後の20年9月11日に厚労省から評価要請があったということがございます。

5ページの一番下の「② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合」については、関係者相互における情報・意見交換を行うということでございますが、平成20年におきましては、鉛につきまして、東京、大阪でリスコミを行ったという形でございます。

その次のガイドラインにつきましては、記載のように、6月に遺伝子組換え食品、微生物関係の安全基準を作ったところでございます。

6ページの最後になりますけれども、(2)の③のところ、いわゆる専門調査会における結論については、国民からの意見・情報の募集を行うということで、右の欄にございますように、平成20年に120件意見・情報の募集を行ったところでございます。

7ページにまいりまして、(3)の②でございます。評価結果を分かりやすく解説するというところで、これについては右の欄にございますように、カドミウムについて、評価結果の解説を作成して、ホームページで公表する。また、下の①、②にございますけれども、季刊誌『食品安全』で、動物用医薬品あるいは肥料・飼料等に関しまして、評価結果についての内容なりを分かりやすく解説したところでございます。

また、DVDソフト（気になる食品添加物）を配布したということでございます。

7ページの一番下に「4 委員会の行う勧告等」がございまして、平成20年におきましては、勧告は実施する必要がなかったということで実施しておりません。しかしながら、ADIを設定するときに通知をいたしますけれども、そこで管理上留意すべき事項ということで、ここに書いてございますような亜塩素酸水につきまして、このような留意事項を付記したという実績がございまして、

その下の②でございまして、いわゆるモニタリング関係につきましては、右の欄にございますように、①平成20年2月に第8回の調査、②平成20年8月に第9回の調査を行いまして、この結果、上に書いてございますように、特に問題は認められませんでした。

また、食品安全ダイアル、モニター関係ですが、括弧書きで書いてございますように、食の安全ダイアルについては平成20年に1,165件の問い合わせ、また、食品安全モニターの報告は484件あったところでございます。

9ページにまいりまして、第2は「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」ということでございます。

これについては、(2)の右の欄でございます。基準の策定状況でございますが、厚労省におきましては、平成20年に食品添加物につきまして18件の指定又は基準改正を行っております。また、農薬に関しては延べ28件、動物用医薬品については1件の残留基準を設定。また、この外といたしまして、冷凍食品に関しまして1件の規格基準の改正、器具・容器包装に関して2件の規格基準の改正を行っているところでございます。

10ページにまいりまして、第3は、「情報及び意見の交換の促進」関係でございます。これについては、(2)の右の欄を御覧いただきたいと思っております。リスコミ関係ですが、委員会及びリスク管理機関相互に連携をして、括弧書きにありますように、平成20年に8回意見交換会を実施して

おります。

また、その下の○でございますけれども、委員会単独で意見交換会を6回、地方公共団体と共催によります意見交換会を5回開催してございます。

11 ページの(3) 意見・情報の募集関係ですが、右の欄にございますように、委員会は120回。これは先ほど言いましたようにやっていたけれども、リスク管理機関におきましては、平成20年において99回意見・情報の募集を実施したところでございます。

12 ページの一番上に「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」でございます。右の欄にございますけれども、2つ目の○にありますように、リスクコミュニケーション専門調査会において、平成20年におきまして「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」、『地方自治体との協力』における当面の取組方向」を取りまとめたところでございます。

また、第4の「緊急の事態への対処法等に関する体制の整備等」関係でございます。右の欄の2つ目の○にございますように、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を契機といたしまして、消費者行政推進担当大臣の下に、「消費者安全情報総活官」を核とする体制を整備したところでございます。

少し飛びまして、14 ページでございます。第5といたしまして、「関係行政機関の相互の密接な連携」がでございます。

15 ページにまいりまして、(4) で関係省庁の連絡会議等の開催でございます。右の欄を見ていただきますと、食品安全行政に関する関係府省連絡会議を平成20年には3回行っております。その外、リスコミの担当者会議や情報関係の担当者会議を記載のとおり実施したところでございます。

また、全国食品安全連絡会議については、昨年9月18日に開催したところでございます。

16 ページにまいりますと、第6といたしまして、「試験研究の体制の整備等」でございます。これにつきましては、右の欄を見ていただきますと、2つ目の○でございます。平成20年度新規の食品健康影響評価技術研究につきましては、4月3日の委員会会合で、4研究領域8課題の研究課題を決定したところでございます。

18 ページまで飛びまして、上の「4 研究開発の成果の普及」でございます。食品健康影響評価技術研究は平成17年度から開始しまして、3か年研究でございますので、19年度末に最初の成果が出たということで、ここに記載のように、平成20年9月17日、いわゆる記念事業の一環でございますが、「食品安全に関する研究成果合同発表会」を厚労省と農水省との合同で開催し、成果の普及を図ったところでございます。

「5 研究者の養成及び確保」については、右の欄に記載のように、海外の研究者、専門家の招へい、それに基づき意見交換会等を行ったところでございます。

また、19 ページにまいりまして、第 7 は、「国の内外の情報の収集、整理及び活用等」でございます。これについては、(3) の右側を見ていただきますと、平成 20 年はいろいろ事件等が起きました。したがって、括弧に記載のように、ホームページ等を通じて情報提供を行ったところでございます。

「さらに」ということで、臨時のメールマガジンを発行しまして、これらの情報をホームページに掲載したことを周知したところでございます。

21 ページ、第 8 としまして、「表示制度の適切な運用の確保等」ということでございます。右の欄を見ていただきますと、厚労省、農水省共同で、「食品の表示に関する共同会議」を開催しております。この検討を踏まえまして、平成 20 年 6 月に、アレルギー表示義務対象品目に「えび」と「かに」を追加したところでございます。

「また」以下にありますが、平成 20 年 1 月、JAS 法の品質表示基準適用範囲を業者間取引に拡大した。また、平成 20 年 11 月には、消費期限、賞味期限について、加工食品の表示に関する Q & A を改正したというところでございます。

22 ページにまいりますと、表示関係で指導、監視というところでございます。これにつきましては、2 つ目の○にございますように、農林水産省は平成 20 年度、食品表示特別 G メンを東京、大阪及び福岡の地方農政事務所に 20 名配置するという強化を図っております。

また、4 つ目の○でございますが、不適正な食品表示に関する監視を強化するということで、関係する都道府県の機関、国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置するというところを実施したところでございます。

第 9 の「食品の安全性の確保に関する教育、学習等」ということで、右の欄でございます。

23 ページにまいりまして、委員会としましては、地域の指導者育成講座を 11 回実施しております。また、ファシリテーター型の育成講座を 8 回、インタープリター型の育成講座を 2 回実施したところでございます。

また、食育関係では、23 ページの一番下の右の欄にありますけれども、委員会は、平成 20 年 8 月に夏休みを利用して、「ジュニア食品安全委員会」を 3 回開催したところでございます。

また、農林水産省でも、「食品安全子供会議」を開催し、厚労省は 8 月を「食品衛生月間」と定めまして、食品衛生に関する知識の普及啓発を図りました。

また、文部科学省におきましては、栄養教諭を中核としまして、学校給食の時間あるいは関連教科等における食育の推進を図ったところでございます。

最後になりますが、第 10 に「環境に及ぼす影響の配慮」がございまして、これにつきましては、25 ページの最初の○でございます。環境省においては、いわゆる農薬登録保留基準の作成を進めて

おります。これにつきまして、平成20年に24農薬について基準値を設定したところでございます。
簡単でございますが、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願
いいたします。

畑江委員、どうぞ。

◆畑江委員 10ページの右側の一番下に、「食品に関するリスクコミュニケーションー北米におけ
るかび毒のリスク評価ー」とあるんですが、「北米」でよろしいんですか。

◆大久保総務課長 これでいいということですか。

◆見上委員長 海外から来ているんです。

◆畑江委員 そうしたことなんですね。分かりました。ありがとうございました。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

(6) 食品安全モニターからの報告（平成20年12月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6) 食品安全モニターからの報告（平成20年12月分）について」です。事務局から説明願
います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、「食品安全モニターからの報告
（平成20年12月分）について」御報告いたします。

食品安全モニターから12月中に17件の報告がございました。

報告の具体的な内容については、2ページを御覧いただきますと、「1. 食品安全委員会活動一
般関係」については、3件報告されております。

「事故米問題で、農水省と厚労省が問題への対応や責任を押しつけ合う状況の中、食品安全委員
会は健康の影響評価のみに固執してよいのだろうか」という御意見や、「食品安全委員会は、リス

ク評価、リスク管理を積極的に実施してほしい、また、マスメディアの効果的な訴及法として、多頻度に露出し、目立ってほしい」という御意見や、「現在の縦割り体制を抜本から見直し、緊急な事案にも迅速に対応できるよう、法の整備と新組織作りが求められます」という御意見がありました。

これらに対しまして、「大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応することが必要であることから、食品安全委員会は、国の内外からの情報収集・整理を行って事態を把握し、国民に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行う役割を担っています。

また、事故米穀の不正規流通問題や薬物混入事案のように、関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案に関しては、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総活官」を核として対応しております。食品安全委員会もその一員として、関係府省庁と連携を取りながら対応しております。食品安全委員会としても、関係省庁との効果的な連携に努めながら、その役割・機能をしっかり発揮してまいりたいと考えております」とコメントしております。

3 ページでございます。「2. リスクコミュニケーション関係」については、3 件報告されております。

「新聞記事で『食品安全委員会の役割』を読んだ。中立的立場にある委員会について更に理解されるために、また科学者である委員の的確な意見を広く知ってもらうために、新聞などに対し積極的に情報を発信すべきである」という御意見や、つくば市主催の食育講演会や、つくば市食生活改善普及員の研修会の模様について御報告がありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、様々な媒体や機会を通じて、分かりやすい情報の提供に努めるとともに、緊急事態の発生時には、危害要因について、化学的特性や健康の影響など、迅速に、かつ、誤解のないような情報提供を行っているところです。また、プレスリリースを行い、マスメディア関係者へ積極的に情報を提供し、その内容についての問い合わせへの対応を行います。

また、マスメディアの果たす役割は大きいことから、積極的に情報を提供するとともに、マスメディア関係者との定期的な懇談会を継続実施することなどを通じて、今後とも、食品安全行政に関するマスメディアの理解増進や、透明性のある適切な相互協力関係の構築に努めてまいります」とコメントしております。

4 ページでございます。「3. BSE 関係」については、1 件報告されております。

「最近、メディアにおいて『BSE』、『プリオン』という言葉を見聞きすることが他の事件の影に隠れてまれになってきた。また、BSE 問題について、食品安全委員会の各地でのリスクコミュニケ

ーションの試みは評価するが、国民により近い形での情報提供がもっとほしい」という御意見がありました。

これに対しまして、コメントの中ほどですが、「BSEについては、ホームページの『トピックス』内において、取りまとめた評価書やこれまでの会議資料、よくある問い合わせなどをQ & A形式で分かりやすく掲載するとともに、関係府省の解説コーナーへのリンクを掲載するなど、総合的な御理解に資するよう努めております。

また、昨年7月には、改めて BSE 対策について考える参考にしていただきたいという趣旨から、マスメディアなどを通じて、委員長談話を公表したところです」とコメントしております。

併せて、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

5ページでございます。「4. 食品添加物関係」については、1件報告されております。

「合成添加物について、安全性に疑問が残る食品添加物は本当に使用されていないのでしょうか」という御意見がありました。

これに対しまして、「新しい食品添加物の使用を認めるに当たっては、動物を用いた毒性試験の結果などを基に、人が一生にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される量の設定などを行う食品健康影響評価を食品安全委員会が実施し、その評価結果に基づき、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関が具体的にリスクを低減する措置や、規制・指導などの施策を策定・実施するという役割分担となっており、引き続き関係機関と適切に連携しながら、今後ともその役割をしっかりと果たすことにより、食品の安全性の確保に努めてまいります」とコメントしております。

併せて、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

6ページでございます。「5. かび毒・自然毒等関係」については、1件報告されております。

「穀物のかび毒であるアフラトキシンによる食品汚染は、肝臓がんのリスクとして危惧される。事故米に限らず、アフラトキシン汚染について、調査・報告をお願いしたい」という御意見がありました。

これに対しまして、コメントの下の方ですが、「食品安全委員会では、平成18年度食品安全確保総合調査として『食品中に含まれるかび毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態調査』を実施し、公表しています。

食品中の総アフラトキシンについては、厚生労働省の要請に基づき、食品健康影響評価を進めており、現在、かび毒・自然毒等専門調査会において審議され、審議結果について広く国民の皆様から御意見・情報を募集しております」とコメントしております。

併せて、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

「6. 食品表示関係」については、6件報告されております。

食品の産地・表示偽装については、「営業者・従業員が誠意をもって安全な食品の供給に携わってほしい」という御意見や、「もっと厳しい処分を課すべきである」といった御意見や、また、「事件が発覚する以前の行政の厳しい検査、チェック体制のイノベーションを要望します」という御意見や、8ページでございますが、「食品関係業者の一人ひとりに厳しい指導が浸透するようにと期待する。それとともに、偽装防止のために罰則の強化が必要ではないか」という御意見や、「2009年は、もっと断固たる対応を国にはお願いしたい。食品業界との連携ももう少し深めていってもらおうとよいのではないか」という御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを詳細に掲載しております。

9ページでございますが、「玉子焼きを焼く際に使用する油の表示について、メーカーに聞いたところ、機械に油を塗っているため、食品扱いとはせず表示はしていないとの回答でした。焼かれた玉子焼きの中には、油は混入していると思われます。使用している原料はすべて記載する旨の徹底と統一をお願いします」という御意見がありました。

これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

10ページでございます。「7. その他」については、1件報告されております。

「こんにゃくゼリーについて、スプーンで食べる方法に切り替えたり、ゼリー状か液体に近い製品にして、チューブ入りで販売することを提案したい」という御意見がありました。

これに対しまして、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止については、平成20年10月16日の消費者安全情報総括官会議の申合せに基づき、現在、政府一体となった取組を進めており、食品安全委員会もこの枠組みにおいて、関係府省庁と連携を取りながら対応しているところです。

また、こんにゃく入りゼリーに限らず、事故を防止するためには、子どもや高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことも重要です。このため、食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、窒息事故を防ぐための情報提供を行っているところです」とコメントしております。

11ページでございますが、併せて農林水産省からのコメントを掲載しております。

このほか、「消費者は、地産地消の推進や国産品の安全性に期待している」という御意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

御報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろし

くお願いいたします。

よろしいですか。そういう報告です。

それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 273 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、2月19日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日13日（金曜日）10時から新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループが公開で開催。

同日14時から農薬専門調査会総合評価第一部会が公開で開催。

来週17日（火曜日）10時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

同日14時から農薬専門調査会総合評価第二部会が非公開で開催。

18日（水曜日）14時から動物用医薬品専門調査会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。以上です。